

浜松市住まいの研究会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、浜松市住まいの研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、産学が連携して、脱炭素に向けた住宅や環境負荷の少ない住宅など（以下「環境共生住宅」という。）の研究を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の掲げる事業を行う。

- (1) 研究開発分野の研究開発活動の推進。
- (2) 研究開発分野のプロジェクトに対する支援。
- (3) 研究開発分野の調査研究、関係機関との交流、連絡調整、普及啓発。
- (4) その他前条の目的を達成するため必要な活動。

第2章 会員及び会費

(入会)

第4条 研究会の会員は、浜松市次世代住宅協議会の会員であることとする。

- 2 研究会に入会しようとする者は、入会申込書（別記様式）を代表者に提出しなければならない。

(退会)

第5条 会員は、浜松市次世代住宅協議会を退会したときは、本会も退会したものとみなす。

- 2 会員は、退会しようとするときは、代表にその旨を届け出なければならない。

(会費)

第6条 研究会は、会員から定期的に負担すべき会費（入会費、年会費等）を徴収しないものとする。

- 2 研究会は、交流会、研修会の開催等のため必要な経費を会員から徴収することができる。

第3章 組織

(役員)

第7条 研究会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 1名
 - (3) 監事 1名以上
- 2 代表は、浜松市地球温暖化防止活動推進センター、センター長をもって充てる。
 - 3 副代表及び監事は、会員のうちから代表が指名する。

(役員職務)

第8条 代表は、研究会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、会務を処理するとともに、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、研究会及び部会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(事務局)

第10条 研究会の事務を処理するため、浜松市地球温暖化防止活動推進センターに事務局を置く。

第4章 総会

(総会)

第11条 総会は、毎年1回開催するものとし、代表が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。ただし、代表が必要があると認めたときは、会議に代えて書面により開催することができる。

2 総会は、次の事項を議決する。

(1) 第3条に規定する活動のうち重要なもの及び規約の制定改廃その他研究会の組織、運営及び管理に関する重要な事項。

(2) 研究会の活動方針、活動計画及び収支予算。

(3) 研究会の活動報告及び収支決算。

(4) 部会の設置の可否。

(5) 前各号に掲げるもののほか、研究会の組織、運営及び管理に関する重要事項。

3 総会は、代表が招集し、代表が会議の議長となる。

4 総会の議事は、出席した会員（書面決議の場合にあっては総会の期日までに会員から事務局に提出された書面）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 部会

(部会)

第12条 第2条の目的を達成するため、研究会に、部会を置くことができる。

2 部会の設置の可否は総会において決定し、部会長は代表が委嘱する。

3 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

4 部会の運営等は、「浜松市住まいの研究会部会設置・運営要領」によるものとする。

5 部会の役割及び経費負担は、別表「役割及び経費負担表」のとおりとする。

第6章 事業年度・経費

(事業年度)

第13条 研究会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第14条 研究会の運営に必要な経費は、会員、事業者その他研究会の目的及び活動に賛同する者等からの寄付金その他の収入をもって充てるものとする。

2 寄付金その他の収入は、事務局が浜松市住まいの研究会会計規則に則り適正に管理するものとする。

3 事業年度終了時において、余剰金が発生した場合は、次期繰越金とする。

4 事務局の役割及び経費負担は、別表「役割及び経費負担表」のとおりとする。

5 部会又は分科会における環境共生住宅の調査・研究・実証実験等の活動に要する経費は、前項の経費とは別に、当該調査・研究・実証実験等に参加する部会又は分科会の会員から徴収する。

第8章 研究成果等

(研究成果等)

第15条 部会又は分科会の調査・研究・実証実験等で得られた成果等を学会等において会員以外を対象に発信・発表等する場合においては、当該発表等の内容や発表者の対象者等を当該の部会又は分科会の会員全員の同意を得るものとする。

(秘密情報)

第16条 研究会の活動に伴い提供又は開示を受けた情報で、提供又は開示の際に公知ではなかった情報（以下、「秘密情報」という。）は秘密として扱い、また本研究の目的以外に使用してはならない。ただし、提供又は開示元の事前了承を得た場合等はこの限りではない。

第9章 雑則

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和2年10月1日から施行する。

2 この会の設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、施行の日から令和3年3月31日までとする。

役割及び経費負担表

【役割】

	研究会 (事務局)	部会
会員の募集	○	
会員名簿の管理	○	
(会員の) 窓口対応	○	
(非会員の) 窓口対応	○	
総会の開催	○	
情報発信 (メール送信等)	○	
ホームページの管理・運用	○	
研究成果報告書作成	○	○
国庫補助金・各種会等への申請	○	○
寄付金及びその他収入における収支、決算事務	○	
部会に関する収支、決算事務		○
会員及び市民向けへの成果発表会、現場見学会	○	○

【経費負担】

	研究会 (事務局)	部会
総会に関する経費	○	
修繕費 (研究によるもの)		○
廃棄物処理費		○
館内清掃費		○
事務局に関する人件費	○	
防犯カメラ運用費 ※増設する等部会負担	○	△
インターネット回線費 ※増設する等部会負担	○	△
ホームページの管理・運用費	○	
成果発表会、現地見学会に関する費用	○	○